

## 津幡町公告第14号

県営ほ場整備事業（面的集積型）笠野地区の土地改良事業計画を変更したいので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により公告する。

なお、この受益地域内にある農用地の所有者で、その農用地について耕作若しくは養畜の業務を営まない者又はこの地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づいて使用収益している者で、その農用地若しくは農用地以外の土地についてこの事業に参加しようとするものは、同法第3条の規定により、令和8年3月11日（公告期間満了後5日以内）までに津幡町農業委員会に申し出られたい。

令和8年2月26日

津幡町長 矢田 富郎

### 1 公告事項

- (1) 土地改良事業計画変更概要書
- (2) 土地改良施設の予定管理方法等を記載した書面
- (3) 事業費負担区分の予定及び地元負担の予定基準書
- (4) 土地改良区を設立すべきことを記載した書面
- (5) 受益地域調書

### 2 公告期間

令和8年2月26日から

令和8年3月 5日まで 5日間（初日及び土日祝日除く）

### 3 公告場所

津幡町役場掲示場及び津幡町ホームページ

### 4 事業参加申出方法

申出期限 令和8年3月11日まで

申出先 〒929-0393

河北郡津幡町字加賀爪二3番地

津幡町農業委員会

電話（076）288-6704